



第2次 寒川町教育振興基本計画

寒川町教育委員会

目 次

はじめに	1
1. 第2次教育振興基本計画の策定について	3
2. 基本計画	5
(1) 基本理念	7
(2) 基本目標【8年後のめざす姿】	8
(3) 基本方針【8つの柱】	9
(4) 計画体系	10
3. 前期実施計画	11
I 学校教育	11
II 社会教育	13
現状と課題	15
学校教育	15
社会教育	21
重点施策	22
主な施策	25
主な取組	29
資料編	
(1) 教育委員会の組織	31
(2) 教育関連法令等	34
ア 教育基本法	34
イ 国の教育振興基本計画	37
(3) 寒川町の小・中学校の概要	40
(4) 社会教育施設の概要	44

はじめに

寒川町は、古くから相模国一の宮、寒川神社の門前町として知られるとともに、東京から 50km 圏内の位置にあって、西に相模川が流れ、田園風景を残しながら、さがみ縦貫道路が走るなど、水とみどりに恵まれ、都市機能を整えた住みよいまちです。

寒川町教育委員会では、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、平成 24 年（2012 年）4 月に寒川町教育振興基本計画を策定し、平成 28 年（2016 年）7 月に寒川町教育振興基本計画（改定版）を策定しました。「よく学び よく遊び よく生きる」を基本理念として掲げ、学校教育においては、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）の調和のとれた生きる力の育成をめざした教育を、社会教育においては、学びの成果を生かした豊かで活力ある地域社会を推進してきました。

今日、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展など、我々を取り巻く環境は大きく変化しており、さらに人生 100 年時代の到来や、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けた技術革新の進展など、社会状況はますます変化することが予想されています。

新型コロナウイルス感染症は、世界各地で人々の生命や生活、価値観や行動、さらには経済や文化など社会全体に広範かつ多面的な影響を与えており、こうした社会問題にどう取り組んでいくかという大きな問題を提起しています。

一方、今回の感染拡大は、我が国社会の様々な課題も浮き彫りにしました。社会教育事業の中止・制限はもちろんのこと、臨時休業や学校行事の延期・中止など、学校教育においてもほとんどの活動を制約されることとなりました。

他方、学校教育については、子どもたちの学びの場として、子どもたちの健康や基本的生活習慣の確立、身体的成长、そして協働的な活動を通した内面的な成長、ひいては人格形成に大きく寄与していること、さらには日中の子どもの安全を確保する拠点として社会システムに大きな役割を担っていることを改めて認識させられたところです。また、社会教育については、図書館や公民館などの社会教育施設が地域の学習拠点であり、人々のつながりを育む場として、社会形成上、大きな意義があることを再認識させられました。

こうしたなか、コロナ禍、さらにはポストコロナ期の学校の教育活動を考える際の視点として不可欠なのは、将来、今回と同様の事態が再び生じ、学校が通常の教育活動を行えなくなった場合でも、子どもたちの学びを可能な限り保障する環境を構築していくことです。

この度のコロナ禍を機に、昨今急速に進みつつあるデジタル化は、今後も社会のあらゆる面でさらに加速することが予想されます。デジタル化は、教育の新たな可能性を拓き、ポストコロナ期の新たな学びにおいても効果的な手段となり得ると考えられます。一方、デジタル化を支えるICT機器は、手段の一つであり、万能であるとは言えません。そのため、ICT機器の活用を目的としないよう、その特徴を生かした工夫について検討していくことが必要です。さらに、子どもたちや地域の方々が協働的な活動を通じた直接体験は、今回不可欠なものとして改めて見直され、子どもたちの成長や社会教育活動の充実の点から大変重要であると言えます。

加えて、今後の危機管理の点から、感染症対策のための身体的距離の確保を図る方策として、少人数によるきめ細かな指導体制や、安全・安心な教育環境施設等の整備についても、国の動向を注視しながら考えていかなければなりません。

さらには、各学校やその設置者である町が、平時から新たな感染症の流行や災害などの不測の事態に備え、学校及び社会教育施設の活動を継続していくためのマネジメントの在り方を明確にするとともに、こうした事態に直面した時に命を守るために知識や主体的に行動する態度などを育んでおく必要があります。

このような社会状況の中、寒川町教育委員会では、令和2年度に「寒川町総合計画2040第1次実施計画」をはじめとする様々な計画及び施策等を、より効率的かつ効果的に推し進めることができる組織づくりをめざして、教育総務課を新たに教育政策課とするなど、町の組織見直しを図りました。また、地方公共団体の長が地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として定める教育大綱が、令和3年度に改定されました。

この間、令和2年度から第2次寒川町教育振興基本計画の策定に向け、教育委員会事務局内に設置された策定プロジェクトチームで検討を重ねてきました。さらに、全庁会議、教育委員会定例会、総合教育会議を経て、パブリックコメントを実施し、再検討を行いました。そして、長期的な展望に立ち、教育が進むべき方向と目標、これを達成する施策を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するため、令和3年度から令和10年度までの8年間を計画期間とし、学校教育と社会教育を2本柱とした第2次寒川町教育振興基本計画を策定しました。

令和3年9月

寒川町教育委員会

1 第2次教育振興基本計画について

(1) 計画策定の趣旨

平成18年(2006年)12月に教育基本法が改正され、同法第17条第2項において「地方公共団体は、国の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。これに基づき、寒川町教育委員会では、平成24年(2012年)4月に「寒川町教育振興基本計画」を策定しました。その後、平成28年(2016年)7月に「寒川町教育振興基本計画(改定版)」を策定し、「よく学び よく遊び よく生きる」ことを基本理念に掲げ、教育の振興に関する施策に総合的かつ計画的に取り組んできました。

このたび、改定版の計画期間が終了したことから、「寒川町教育振興基本計画(改定版)」を検証するとともに、社会状況の変化を見据えながら、より効果的で効率的な教育行政を進めていくため、第1次計画に引き続き、学校教育と社会教育を2本柱とした「第2次寒川町教育振興基本計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、寒川町の教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。策定にあたっては、国の「第3期教育振興基本計画」を参照しつつ、「寒川町総合計画2040」「寒川町 教育大綱」との整合を図り、寒川町教育委員会の権限に属する事務についての方針を示します。

(3) 計画の期間

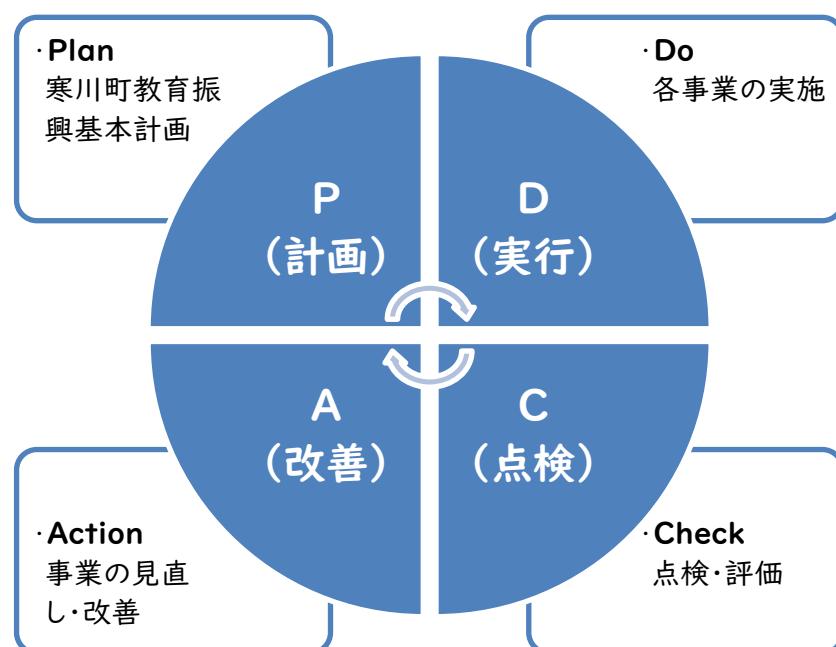
この計画の期間は、令和3年度(2021年度)を初年度とし、令和10年度(2028年度)を最終年度とする8年間とします。実施計画については、令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)までの4年間を前期、令和7年度(2025年度)から令和10年度(2028年度)までの4年間を後期としています。

関連する計画の進行年度

計画	年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10
寒川町教育大綱	(改定前)			(改定後)						(次回改定)
寒川町 総合計画	基本計画	9年 ～2020				20年計画(～2040)				
	実施計画	第3次			第1次			第2次		
寒川学びプラン	基本計画	15年 第1次			4年計画 第2次			4年計画 第3次		
	実施計画	5年 第3期								
寒川町 教育振興 基本計画	基本計画	5年 (改定後)			8年計画 第2次					
	実施計画	3年 後期		4年 前期			4年 後期			

(4) 進行管理

本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルに沿って行います。教育委員会が実施している事業について、毎年度、点検と評価をして、それに対する課題や方向性などの検討をします。また、外部評価を実施し、必要に応じて事業の見直しや改善を行います。



2 基本計画

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。この言葉は、教育の神髄をついた大変奥深い言葉です。教育の目的は、人格の完成です。その人格は、「学び」と「遊び」を通して形成されます。

子どもの教育においては、「学び」を通して知識や技能を獲得し、人間として必要な基礎的学力をしっかりと身につけていくことが大切です。また、学校は、自己の学びを仲間の学びと重ね合い、つなげ合いながら、共に、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育んでいく場所です。

「遊び」は、小学校の時期では、心と体の両面の成長にとって、たいへん有効です。遊ぶことを通して、ルールを作る必要、ルールを守る必要を学び、人間関係をつくり、高めていくことを学びます。また、「遊び」は、文化的活動、身体的活動でもありますから、確かな知恵、しなやかな体を育んでいきます。

中学生の時期では、「遊び」は、学級活動や行事、部活動に場を移し、友人たちとの葛藤を経ながらも、おおいなる感動体験、協同体験を蓄積させます。仲間とつながることが、生きる喜びに昇華し、達成感や成就感を蓄積させながら人生観、世界観を広げていきます。

一方、大人の「学び」は、仕事であります。仕事の充実は、生きがいそのものにつながり、自己を一層豊かにします。一方、余暇の過ごし方の中で「遊び」は非常に大切なものです。「遊び」を通して、芸術やスポーツなどに親しみ、人間の幅を広げたいものです。

仕事を引退したシニアの世代においては、「学び」＝「遊び」となるのではないでしょうか。「学び」が即「遊び」であるという張りのある生活を通して、人生をより充実したものにしていただきたいと思います。

「学び」と「遊び」の充実は、人と人のつながりを広げていくことにつながってこそ、意味があります。寒川町の教育では、「学び」と「遊び」の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること(=自立)と人と人のつながりを育むこと(=共生)の双方が同時に高められることを「よく生きる」と、とらえています。

教育基本法には、家庭教育の役割として、保護者が子どもたちの教育について第一義的責任を有し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとされています。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子

育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められていると言えます。このため、学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちを応援することや、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。このように、学校教育や社会教育として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、こうした環境づくりを通じて、家庭の教育力の充実を支援していくことが必要です。

この「よく学び、よく遊び、よく生きる」の基本理念を踏まえ、学校教育と社会教育について基本目標を設定するとともに、この基本目標に沿って基本方針を設定し、寒川町教育委員会の基本計画を策定しました。

(1) 基本理念

よく学び

よく遊び

よく生きる

～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てるここと）と
共生（人と人とのつながりを育むこと）をめざして～

学校教育

知（確かな学力）徳（豊かな心）体（健やかな心身）
の調和のとれた生きる力を育む

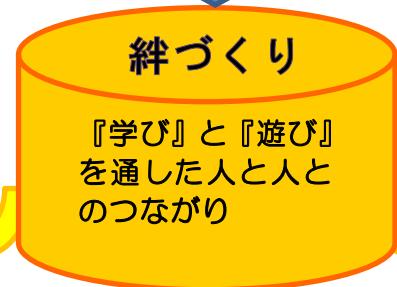
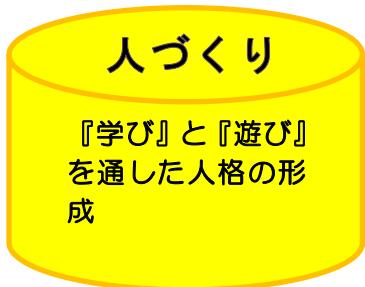
家庭教育

心をこめて時間をかけて
子育てを通して自分も育つ

社会教育

学びの成果を生かした豊かで活力のある地域社会実現
のための支援をする

地 域



『学び』と『遊び』を支援する学習機会、支援体制、施設設備の充実

(2) 基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

学校教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす子どもたちの姿として、不易（時代を超えてめざすべきこと）と流行（時代に応じてめざすべきこと）といった、2つの側面から基本目標を定めます。

【不易】自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな心身）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

社会教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす町民の姿として、学びの成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりとつながることを目指し、基本目標を定めます。

町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

(3) 基本方針【8つの柱】

学校教育においては、基本目標を実現するために、まず不易の側面から、「確かな学力を身につけた児童生徒の育成」「豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成」「心身共に健やかな児童生徒の育成」の3点と共に、流行の側面から、「外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成」「情報活用能力を身につけた児童生徒の育成」を加えた5つの実現に向けて取り組むことを基本方針とします。

学校教育

不易(時代を超えてめざすべきこと)

①確かな学力を身につけた児童生徒の育成

将来どのような社会になっても自分の力で問題・課題を発見・解決していく力と学びへの意欲を高めます。

②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

自他を尊重する心や物事に感動する心を育むとともに、規範意識や公共の精神を大切にする教育を進めます。

③心身共に健やかな児童生徒の育成

生活習慣や運動の習慣、生活の中での心の整え方など、生きる上で基盤となる健やかな心と体づくりを進めます。

流行(時代に応じてめざすべきこと)

④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

外国人指導者の充実により、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験を創出します。

⑤情報活用能力等を身につけた児童生徒の育成

情報モラルを含む、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達できる力を育む教育を進めます。

- ◆個別の支援を必要とする子どもへの体制の整備
- ◆安全な学校施設・安心して学べる学校環境の整備
- ◆教職員の資質向上に向けた研修・研究体制の構築
- ◆外国語教育の推進及び指導体制の充実
- ◆GIGAスクール構想の実現

社会教育においては、基本目標を実現するために、「社会の持続的発展のための学びの推進」、「多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援」、「地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施」の3点を基本方針とし、社会教育関係団体や町長部局など多様な主体と連携しながら、公民館、図書館、文化財学習センターなど地域の学びの場である社会教育施設を拠点に社会教育振興活動の充実に取り組みます。

社会教育

⑥社会の持続的発展のための学びの推進

社会経済環境の変化に対応するため、町民自らが生涯にわたる学びを通じて行動変容や自己実現を促し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組を行います。

⑦多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

家庭教育は、子どもが安心できる生活環境づくりが大切です。子どもの健やかな成長を地域全体で支えるため、多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあう機会の充実を図ります。

⑧地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

町内には貴重な文化財が多数あります。地域の伝統や文化財を通じ、郷土への愛着を育み、後世へ継承するため、保存、研究、普及、啓発活動を進めます。

- ◆多様な主体との連携及び支援
- ◆文化財学習センターの活用

- ◆町長部局との連携
- ◆公民館活動の充実

- ◆図書館活動の充実

(4) 計画体系

「よく学び」「よく遊び」「よく生きる」～自立と共生をめざして～

基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

【不易】知、徳、体の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】情報技術の急速な進展への対応し、多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

町民が地域で学び、その成果がひとつになり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

前期実施計画

基本方針	重点施策6(☆)・主な施策22	主な取組20
I 学校教育		
1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成		
	⑦ 主題的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と基礎学力の定着	5 教職員の資質向上事業
	⑧ 個に応じたきめ細やかな指導の充実	4 少人数教育推進事業
	⑨ 小学校高学年における教科担任制の推進	3 教育活動充実事業
	⑩ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用	5 教職員の資質向上事業(再掲)
	⑪ 読書活動の推進	3 教育活動充実事業(再掲)
2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成		
	⑫ 体験活動の充実	2 豊かな心・文化育成事業
	⑬ 道徳教育の推進	2 豊かな心・文化育成事業(再掲) 5 教職員の資質向上事業(再掲)
	⑭ いじめ防止と人権教育の推進	7 教育相談事業
	⑮ 不登校児童生徒への支援の充実	7 教育相談事業(再掲)
3 心身共に健やかな児童生徒の育成		
☆	⑯ 学校給食センター整備事業	8 学校給食センター整備事業
	⑰ 体力の向上	2 豊かな心・文化育成事業(再掲)
	⑯ 学校給食・食育の充実	8 学校給食センター整備事業(再掲)
4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成		
☆	① 小・中学校グローバル教育推進事業	6 小・中学校グローバル教育推進事業
5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成		
☆	① 小・中学校グローバル教育推進事業(再掲)	6 小・中学校グローバル教育推進事業(再掲)
各基本方針に関わるもの		
☆	② 教職員の資質向上事業	5 教職員の資質向上事業(再掲)
	⑯ 地域との連携	5 教職員の資質向上事業(再掲)
	⑯ 支援教育の推進	1 特別支援教育推進事業 7 教育相談事業(再掲)
	⑰ 教職員の指導力と学校力の向上	5 教職員の資質向上事業(再掲)
	⑯ 学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備	2 豊かな心・文化育成事業(再掲) 3 教育活動充実事業(再掲)
	⑯ 防災教育の推進	3 教育活動充実事業(再掲)
	⑯ 学校施設の維持・管理	9 学校施設の維持管理
	⑯ 安全教育の推進	3 教育活動充実事業(再掲)
II 社会教育		
6 社会の持続的発展のための学びの推進		
☆	④ 公民館運営事業 ⑯ 公民館活動の充実	11 現代的・地域的課題に関する講座等の開催 12 ボランティア等と連携・協働する講座等の開催 13 公民館サークルの育成・支援 14 だがしや楽校の開催
☆	⑤ 総合図書館運営事業 ⑯ 図書館活動の充実	15 図書館ボランティアの育成 16 団体貸し出し事業、学校図書室との連携 17 地域の多様な主体との連携・協働 18 図書館講座の開催
	⑯ 社会教育関係団体の支援 ⑯ 社会教育施設の維持管理	10 社会教育関係団体活動支援事業 20 社会教育施設の維持管理
7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援		
☆	④ 公民館運営事業(再掲) ⑯ 公民館活動の充実(再掲)	11 現代的・地域的課題に関する講座等の開催(再掲) 12 ボランティア等と連携・協働する講座等の開催(再掲) 13 公民館サークルの育成・支援(再掲) 14 だがしや楽校の開催(再掲)
☆	⑤ 総合図書館運営事業(再掲) ⑯ 図書館活動の充実(再掲)	15 図書館ボランティアの育成(再掲) 16 団体貸し出し事業、学校図書室との連携(再掲) 17 地域の多様な主体との連携・協働(再掲) 18 図書館講座の開催(再掲)
8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施		
☆	⑥ 文化財保護事業 ⑯ 文化財学習センターの活用	19 文化財学習センター事業

3 前期実施計画

I 学校教育

今日、国境を越えた人、もの、情報の移動が加速するとともに、人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。現在、学校で学んでいる子どもたちや、これから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっていることが予想されています。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割はますます大きくなっていると言えます。

このような時代にあって、子どもたちが将来、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要です。こうした力は、学校教育が長年その育成をめざしてきた、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」であり、時代を超えて継続して育んでいかなければなりません。

併せて、学校教育にあっては、時代の変化に柔軟に対応していくこともまた、教育に課せられた課題です。急激に変化する社会の中にあって、これから社会の変化を展望しつつ、教育について絶えずその在り方を見直し、改めるべきは勇気を持って速やかに改め、将来子どもたちに必要な資質・能力を育んでいくことも大変重要なことです。このように、教育における「不易」と「流行」を十分に見極めつつ、子どもたちの教育を進めていく必要があります。

基本方針1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成

平成30年度から3年間の後期実施計画の期間において、引き続き寒川町の児童・生徒は、豊かな自然環境の中、たいへん伸び伸びと思いやりのある人に成長を遂げています。また、課題はあるものの、基礎学力についても、一定の改善が図られている状況にあります。

一方、思考力・判断力・表現力といった、活用の力の部分において課題があったため、後期実施計画では、自らの考えを持ち、仲間との交流を通して深め、読む力・書く力を中核として確かな力の定着をめざすこととしました。そして、「さむかわ学びっ子育成推進事業」を通して、寒川町の各小・中学校が学校の垣根を越えて、研究や研修を相互交流しながら、教員の授業力を高め、子どもたちの学力向上を一層図ってきました。今後も継続して「主体的・対話的で深い学び」の視点によって絶え間ない授業改善の取組を進め、学習の質を一層高める必要があります。

基本方針2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

確かな学力に加え、子どもたちの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠です。「いじめ」根絶への取組を全校的に推進するとともに、スマートフォン、携帯電話等に関する情報モラル教育も重要性を認識し、その対策に取り組んできたところです。

また、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し

遂げる力、公共の精神等の育成を図ることが重要です。特に、こうした資質・能力を育む際に必要な教職員と児童・生徒との信頼関係の構築を図っていきます。

今日、いじめ問題を背景として、「特別の教科 道徳」として教科化されました。学校における道徳教育は、人格の基盤となる道徳性を育成するものであり、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて指導する必要があります。教員が道徳的価値を押し付けることなく、子どもたちが他者の考え方や議論を通して、多面的・多角的な見方へと発展することや、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深められるよう工夫していきます。

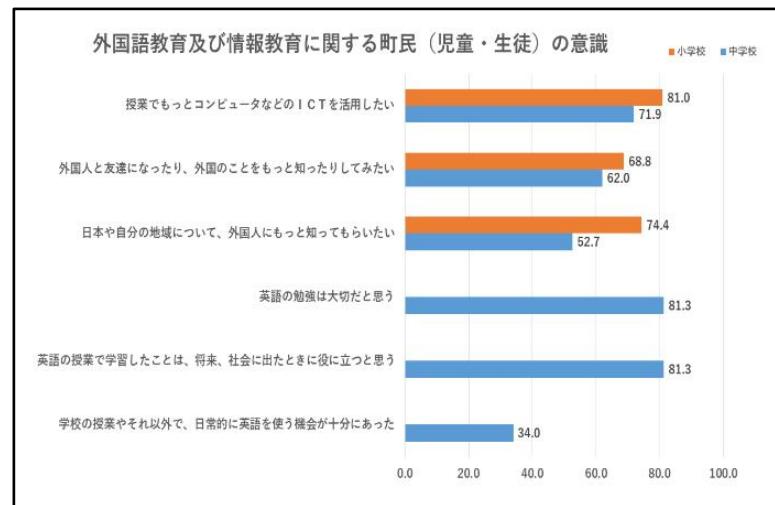
さらに、いじめや不登校などの児童・生徒指導上の諸課題について、未然防止と早期発見・早期対応に学校を挙げて取り組むとともに、多様な体験活動や学校行事、授業等を通じて、一人ひとりが自らの課題を乗り越え、他者と協働して成し遂げる力を今後も育んでいきます。

基本方針3 心身共に健やかな児童生徒の育成

これから的人生を生きる子どもたちにとって、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素です。子どもたちの心身の調和的発達を図るために、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣の形成を図っていきます。

基本方針4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

今日、訪日外国人旅行者が 2016 年までの 4 年間で約 3 倍、中小企業の海外現地法人が 2015 年までの 7 年間で約 2.5 倍に増加する中、町内では、2020 年までの 3 年間で、総人口の 393 人増加のうち、外国人が 282 人を占めるなど、ますます外国語によるコミュニケーション能力が、一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされます。



新学習指導要領により小学校外国語教育の早期化・教科化など、外国語教育の重要性が増すとともに、小学校の外国語に関する授業時数も増加しています。外国人指導者の雇用や研修等の円滑な実施の点から、学校の設置者である町が主体的に進める責任がありますが、外国人指導者の直接雇用による安定的で優秀な人材確保及び多様な活用ができるることは寒川町の強みとなっています。

「使える外国語」の習得のためには、外国語を使う目的・場面・状況の設定が欠かせないところであり、授業はもちろん、各校 1 名の外国人指導者を配置し、外国語の授業の質の向上に加えて、共に生活を送る中で外国人と実際に話す機会や生活体験を確保し、外国語によるコミュニケーション能力を育んでいきます。

基本方針5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成

未来を切り拓いていく子どもたちには、情報を主体的に捉え、新たな価値の創造に挑んでいくことがますます重要となっています。

その反面、情報を手段として活用し、問題の発見・解決、自分の考えをまとめられるようになるために必要な情報活用能力の不足が指摘されているところです。情報活用能力は、学習の基盤となる資質・能力の一つであるため、学力向上に向けても育成すべき重要な資質・能力と言えます。また、スマートフォンやSNSの普及に伴い、トラブルも増加しており、情報技術進化の時代にふさわしい情報モラルを身につけていく必要があります。一方、文部科学省の調査によると、教職員のICT活用に関わる指導力は年々向上していますが、指導に自信のない教職員が一定数存在していることが分かっています。

そこで、令和2年度に全小・中学校において、「GIGAスクール構想」の実現に向けて、1人1台の端末と高速大容量ネットワークの整備、クラウドを活用した授業の展開ができるようICT環境の整備を進めました。

さらには、学校にICT支援員を配置するとともに、ICT機器を活用した授業に関する教職員研修の実施及びICTによる指導効果の高い方法について授業研究を行うなどして、ICT教育を推進していきます。

II 社会教育

社会教育は、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯に渡って多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものです。

少子高齢化、人口減少、急速な技術革新やグローバル化、新型コロナウイルス感染症対策など社会経済環境の変化は加速度を増し、私たちは生活の中で多様な課題に直面しています。人生100年時代の到来により、心豊かに生きるために、生涯にわたって自ら学習し、自己的能力を高め、働くことや、地域や社会の維持発展、課題解決のための活動につなげていくなどの一人ひとりの行動変容の必要性が一層高まっています。

すべての人に活躍の場があり、元気で安心して暮らすことのできる社会を作るための重要な鍵が「ひとづくり」となります。学びの過程を通じて、個人の知的欲求が満たされ、生活の改善や、自己実現につながる「ひとづくり」が期待されます。

さらに、地域における社会教育には、学びを通じて住民相互につながりが生まれ、悩みや関心を共有し、対話や議論をしながら他者を理解し、認め合うことによる自己肯定感や幸福感などが醸成され、つながりが深まる効果があります。

また、住民相互のつながりから地域コミュニティを形成し、共に学び、問題意識を共有したり、自らが地域の中に居場所を持っているという肯定感を得たりする過程を通じて、地域に対する愛着や誇り、帰属意識が生まれます。このことは、住民が地域の将来像を考え、自らも当事者としてよりよい地域づくりに持続的に取り組もうとする意欲にもつながります。

この計画では、寒川町の社会教育が「ひとづくり・つながりづくり・まちづくり」を目指すために次の3点の基本方針に取り組みます。

基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化や人口減少など様々な社会の変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進することが重要です。

地域の学びの場である公民館や図書館等の社会教育施設を拠点に、現代的・社会的課題と地域のニーズを取り入れた学習をバランスよく実施しながら、サークルやボランティア活動など活力ある地域コミュニティ形成を促し、「学び」と「活動」が循環することで、地域課題解決や地域活性化の取組が推進されます。また、地域の学校や社会教育関係団体、企業など多様な主体と連携しながら、社会教育の振興を図ります。

基本方針7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであり、子どもが安心できる家庭環境づくりが大切です。一方、近年の核家族化や都市化により親族や地域からの子育てへの支援が希薄になっており、出産や子育てについて、日常生活の中で学ぶことや、相談できる機会が得にくい状況があります。

子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域全体での家庭教育を支える仕組みが求められており、学校、家庭、地域、行政など多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあいながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。子どもが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにしたりする機会が限られていることや、スマートフォンの普及といった情報通信技術の進展により、多様な情報に容易に触れられる一方、知覚した情報の意味の吟味や読解力の低下が生じているとの指摘もあります。

家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動や読書活動の機会を確保しながら親子の育ちを支えていくことが重要となります。

基本方針8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

町内には貴重な文化財が多数あります。文化財は郷土の誇りであり、将来へ継承すべきものであると感じてもらうため、文化財の認知度を高める取組が必要となっています。地域の伝統や文化財への理解を深めてもらい、郷土への親近感を醸成してもらう機会やそれを機に住民が交流する場を持つことで、文化財保護活動の目的を浸透させ、意識向上を図ることが重要です。

文化財保護活動を通じ、町民が自らの地域について学び、郷土に誇りを持つこと（シビックプライド）や生きがいづくりなど、町民一人ひとりの主体的な活動につながることが期待されます。

【現状と課題】

第2次教育振興基本計画における施策を検討するに当たって、まず前計画の総括として、第1次計画の各施策における現状と課題について検討を行いました。第1次計画の各施策の項目ごとはもちろん、情報教育といった今日的な課題について、新たに項目として加えながら、次のとおり総括しました。

《学校教育》

基礎学力の定着と学習意欲の向上

- 全国学力・学習状況調査等の結果分析の傾向から、児童生徒の基礎・基本的な学習の定着の向上が見られます。特に、中学校においては、結果として一定の成果が見られ、全国平均±5%以内に入っており、義務教育における出口学力としては全国平均レベルに至っています。これらのことは、各校における校内研究の推進の取組による授業改善が大きな役割を果たしていると考えられます。
- 特に小学校を中心に、得点分布に2極化の傾向が見られることについて懸念するところです。学習の定着が不十分な児童生徒と、ある程度定着が見られる児童生徒に分かれていることが考えられます。このような2極化に対して、どのような授業づくりやアプローチをしていくかを検討していく必要があります。
- 全国学力・学習状況調査等の結果から、基礎的・基本的な内容の定着に課題として残る部分について、引き続き定着に向けて取り組むことに加えて、思考力・判断力・表現力等、必要な資質・能力を身につけさせるために、新学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善をはじめとする指導方法の工夫・改善を今後も図る必要があります。さらに、ICT 機器を効果的に利活用して、子どもたちがより興味を持ち、分かりやすい授業づくりに向けた取組が重要となってきます。併せて、引き続き保護者と連携した家庭学習の定着・充実を図っていく必要があります。

書く力を中心に据えた思考力・判断力・表現力等の伸長

- 全国学力・学習状況調査の結果分析から、選択式の問題より、記述式問題に課題があるということが明らかになっています。単に書くといった技術的な側面だけでなく、「思考・判断・表現」といった、考えて表現するという活動を授業で取り入れることなどが必要と考えます。思考力・判断力・表現力等は、習得した知識・技能を活用して課題を発見・解決するために必要な資質・能力であり、それが学習場面において具体化されることによって、「学習」が成り立ち、その過程で「学力」が身に付くものと考えます。思考力・判断力・表現力等は、新学習指導要領に育成すべき資質・能力として掲げられ、知識・技能及び学びに向かう力・人間性と共に一体的に今後も育んでいく必要があります。
- 特に、①体験から感じ取ったことを表現する、②事実を正確に理解し伝達する、③概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする、④情報を分析・評価し、論述する、⑤課題について構想を立て実践し、評価・改善する、⑥互いの考えを伝え合い、自らの考え方や集団の考え方を発展させる、などの学習活動を充実させていくことが重要です。身に付けた知識を表現する活動を授業の中で適宜設ける場を設定すること（振り返りを書く活動を学習に取り入れるなど）といった授業改善が必要です。

読書活動の推進

- 情報通信技術（ICT）を利用する時間が増加し、あらゆる分野の多様な情報に触れることができます容易になる一方で、子どもたちの活字離れが年々深刻化していると考えられています。子どもたちの視覚的な情報と言葉の結びつきが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているとの指摘もあります。新学習指導要領等において、読書活動は、精査した情報を基に自分の考え方を形成し表現

するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっています。

- 子どもたちは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる探究心や真理を求める態度が培われます。さらに、読書は、人間性を培う上で非常に有益であるとともに、読書と学力の相関関係には強いものがあります。
- 国語の時間に本の紹介をしたり朝読書の時間を取り入れたりすることで、本に対する興味・関心は高まっており、読書の時間は増加しています。読書指導員の努力、朝読書の取り組み、図書室の蔵書数増など、一定の成果が表れてきています。今後も、読書活動を取り巻く情勢の変化や子どもたちの読書活動の状況を踏まえ、読書活動に積極的に取り組むとともに、読みたい本がすぐに手に取れるとともに、多角的な視点につながるよう、様々なジャンルの本に触れられる環境のさらなる整備、家庭と連携した読書の推進に取り組む必要があります。

体験活動の充実

- 近年、子どもたちを取り巻く状況の変化の中で、人や社会と関わろうとする意欲の低下が見られ、集団行動を忌避して内に閉じこもる、集団の一員としての自覚や責任を十分認識できず適切な行動を選択できない、些細なことでもトラブルになるなどの現状があります。さらにスマートフォンやインターネットの普及による情報化社会の中で、子どもたちは多くの情報に触れたり、疑似体験をしたりすることが容易になる反面、自然や生活文化等と直接触れ合う体験が乏しくなっています。
- 子どもたちは、具体的な体験や事物との関わりを拠りどころとして実生活や社会の在り方等を学び、自らを高め、他者と共に生活を創り出していく。体験活動を通して、仲間と共に悩み、協力し、達成していくといったプロセスを踏むことで、年齢・学年・自己の成長にあった学びが得られていきます。このように、直接体験は子どもたちの成長の糧であり、生きる力を育む基礎となっています。また、国立青少年教育振興機構の研究によれば、子どもの頃の体験が豊富な人ほど、大人になってからのやる気や生きがい、モラルや人間関係能力などの様々な資質・能力が高い傾向にあることが明らかになっています。
- 寒川町では、各校において様々な体験活動を展開することに加えて、地域のせんせいふれあい活動として、外部から様々な経験や知識が豊富な講師を招へいし、児童生徒の体験活動を豊かにする取組を行っています。部活動や授業の補助など、ふだん関わることができない、地域の方々に協力をいただくことによって、児童生徒の体験活動の充実に寄与しています。こうしたことから、今後も学校教育において、児童生徒に不足している生活体験や自然体験などの機会を意図的・計画的に教育活動に取り込むことが大変重要となっています。

道徳教育の充実と規範意識の向上

- 今日、いじめ問題を背景として、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」として教科化されました。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることが求められています。
- 学校における道徳教育は、人格の基盤となる道徳性を育成するものであり、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて指導し、家庭や地域社会との連携を図りながら、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師が中心となって全教師が全体計画の作成に主体的に参画するよう体制を整え、計画的に取り組むことが大切です。
- また、価値観が多様化する中で、規範意識の向上はもちろん、道徳教育の目標である、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるために基盤となる道徳性を養うことが今後ともますます重要です。

- 道徳の教科化に伴い、道徳の授業の質的な転換も図っていかなければなりません。教員が道徳的価値を押し付けることなく、子どもたちが他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展することや、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深められることができるよう、授業を工夫していく必要があります。

いじめ防止と人権教育の推進

- 町内にいじめ重大事態は起きていませんが、いじめはいつでも、誰にでも起こり得るものであるという認識に立たなければなりません。このような近年のいじめ問題の社会問題化に対し、寒川町及び寒川町教育委員会では、「寒川町いじめ防止基本方針」を策定し、各小・中学校においても、児童生徒の実情を鑑みながら、「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。
- 人権とは、「人が人間らしく生きていくために絶対不可欠な、誰もが生まれながらに持っている様々な権利」です。そして、「人間の尊厳」と「人間の平等性」という2つの価値に支えられ、誰もが安全に、安心して日常生活を送れるようにする大切な権利や自由から構成されています。そのため、人は、あらゆる違いに関係なく、いつでも、どこでも、どんな状況においても、人間として尊重されなければなりません。どんな形のいじめであれ、いじめは人権侵害そのものと言えます。
- 自他の大切さを認めることができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではありません。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが大切です。
- とりわけ、教員同士、児童生徒同士、教員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、教員一人ひとりの意識と努力により、即座に取り組めるものです。
- こうした予防的な取組と併せて、いじめが起きた場合に適切な対応ができるようにしておくことも必要です。特に、いじめの芽を摘むことや、適切な初期対応、家庭や関係機関との連携が重要となってきます。そのためには、情報共有を図るなど、組織的かつ迅速・丁寧に対応するための体制づくりや教員への研修を図る必要があります。

情報モラル教育の充実

- GIGAスクール構想が進むとともに、携帯電話・スマートフォンといったハードウェアやSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、インターネット上の誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについて指導することが一層重要となっています。寒川町では、ネットパトロールの取組や、各校で技術・家庭科などの授業を通して、ネット上の誹謗中傷やいじめ、ネットでの犯罪や有害情報などについて適切に指導しています。
- 情報モラルは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康への影響を理解することなどがあります。このため、情報を活用する各場面を通じて、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、健康を害するような使い方について考えさせる学習活動などを充実させていくことが今後ますます必要となっています。

体力の向上

- 近年、子どもたちの体力低下と共に、「体力の二極化」が指摘されています。スポーツ庁の「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」によると、特に小学生男子の体力合計点が下がっており、平成20年度の調査開始以降、過去最低の数値となっています。また、SNS

やスマートフォンの普及、家庭の事情などによって夜型の生活を送っていることも懸念されています。その生活リズムは睡眠不足を引き起こし、自分で朝起きることができず、朝食を抜いて登校する子どもも珍しくありません。さらに、食事による栄養の偏りも体に悪影響を与えます。栄養バランスが乱れることによって、肥満率が上がり、基礎体力や集中力の低下、肉体面や精神面でも発達の妨げにつながります。つまり、子どもたちの体力向上には、生活習慣の改善が欠かせず、家庭において、早寝早起き、朝、昼、晩の3食を意識し、肉や魚、野菜や果物をバランスよく摂取することが必要です。

- 児童生徒の体力向上に向けて、「運動する習慣づくり」も重要です。学校においては、体育の授業で運動を楽しませる工夫を取り入れるなどできますが、それと同様に家庭の役割が大きいため、児童生徒の未来のために家庭と学校が連携し、社会全体で考えなければならない重要な課題となっています。
- 寒川町の児童生徒の体力に対する意識は高く、健康・体力つくりの重要性、必要性は十分に理解されているのもまた事実です。今後も学校における保健体育の授業を核とし、運動嫌いをさらに減らし、生涯を通じて運動に親しむことを目指すことが大切です。授業の中では、簡潔な説明、十分な運動量を確保できるような展開を心がけ、休み時間等も屋外で運動する習慣をつくるなど、さらなる取組を図る必要があります。

家庭との連携

- 今日、児童生徒の教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域社会が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要となっています。特に家庭は、基本的な生活習慣、人に対する思いやり、善惡の判断など、児童生徒が社会生活を営むための基本的なルールやマナーを身につける上で極めて重要な役割を担っています。それゆえ、児童生徒が出会うさまざまな問題への指導・援助を進める上で、家庭がその役割を適切に果たせるような学校と家庭との連携は不可欠と言えます。寒川町では、「家庭学習の手引き」「学校教育だより」の作成・配付等を通じて、家庭学習の取組を推進するよう各家庭にお知らせし、啓発を図っています。
- 家庭との連携を図るためにには、学校として何のために何をどうしたいのかをよく説明し理解を得ようとする姿勢をもつこと、保護者の理解や協力に対して感謝を表していくこと、学校と家庭がお互いにできうこと、できることを出し合い、役割分担をはっきりさせることができます。そのため、学校として、面談や電話、家庭訪問に限らず連絡帳、日記、通信、行事等での来校時など、日ごろから家庭とのコミュニケーションの機会を活用し、教育活動への理解を得ておくことや、小さなことでも児童生徒が頑張ったことや、よい変化が見られことなどを積極的に伝えて信頼関係を構築しておくことが重要です。その上で、学校だけでは解決できない問題等に対して、家庭も巻き込んだ教育を推進していくことが大切です。

地域との連携

- 新学習指導要領において、児童生徒が未来社会を切り拓いていくための資質・能力を一層確実に育成することを目指すため、児童生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すべきことが明記されました。
- 学校においては、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、地域・家庭の連携及び協働によりその実現を図っていくカリキュラム・マネジメントが求められています。
- 寒川町では、「地域のせんせいふれあい活動」の取組と共に、令和元年度から他市町村に先駆けて、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の推進により、学校と地域の連携及び協働の取組を進めてきているところです。
- その反面、より効果的な教育活動と教員の負担軽減に向けて、学校や個々の教員の地域との連携に対する理解が十分とは言えないことが課題と言えます。今後も取組をさらに広げ、学校や個々の教員の地域との連携に対する理解を深めながら、地域のもつ力を学校教育に生かし、地域・家庭と共にある学校づくりを一層効果的に進めていくことが重要です。

支援教育の推進

- 寒川町においては、特別の支援を必要とする児童生徒の増加及びニーズを踏まえ、令和2年4月現在、町立小・中学校全校に特別支援学級を設置し、特別支援教育の充実を図っているところです。一方、子どもたちの多様化と保護者のニーズの高まりから、今後も引き続き特別支援教育の推進を図っていかなければなりません。
- 特別支援教育において大切な視点は、児童生徒一人ひとりの特性等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童生徒の特性等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことです。また、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個々に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが重要となっています。さらに、その指導に当たっては、担任を含む全ての教員において、個々の児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教員間の連携に努める必要があります。
- 子どもを取り巻く家庭環境・社会環境の変化に伴い、個別の支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあるとともに、児童生徒の抱える問題の多様化はますます進んでいます。そのような中で、個々の教員の対応だけでは困難であり、学校の組織力やチーム力及び専門性の向上が求められています。また、普通学級にも教育的ニーズを抱えた児童生徒もいることから、支援に対する教員の理解及び指導力の向上が必要となっています。現在、教員とスクールカウンセラー等の専門スタッフとの連携を図り、相談活動を展開していますが、さらに教育相談活動についても充実していく必要があります。

教職員の指導力と学校力の向上

- 急速に変化する社会において、児童生徒に確かな学力と健やかな心身を育む必要性は増しています。また、新学習指導要領の全面実施に伴い、児童生徒の成長を支える教員には、今後求められる資質と力量をますます向上させる必要があります。
- 新学習指導要領に示された育成すべき資質・能力に向けて、授業改善が求められているところであり、教員に求められる資質に応じて、計画的・継続的な研修を設けていく必要があります。教員の指導力を向上させるためには、校内研究を充実させることが必要不可欠であることから、寒川町では、さむかわ学びっ子育成事業や教職員研修会を通じて、専門的知見をもつ講師を招へいし、学校においてニーズに応じた先進的な校内研究の充実に寄与しているところであります。今後も継続して取り組む必要があります。
- 今日、教員の世代交代が急速に進み、中堅教員が少ない中、若手教員が大量採用され、ベテラン教員の経験やノウハウの継承などが課題となっています。OJT の必要性も指摘されている中、ゆとりのなさから来るコミュニケーション不足も否めず、教員の働き方改革の推進と併せて、今後も引き続き、退職教員がその教員経験を生かし、若手教員の育成及び学校経営において先進的に牽引・補助する専門指導員を配置する必要があります。

学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備

- 学習意欲を高め、効果的な授業を行う上で、教材・教具の活用は重要な役割をもっています。児童生徒の実態をできるかぎり的確に把握した上で、その児童生徒にとって最も有効な教材・教具を選択したり、開発したりする必要があります。
- 現在、国のGIGAスクール構想により、一人一台のICT端末や情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えたところです。単なる整備に留まらず、各教科等において適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要です。
- また、これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教員は機器の操作等に習熟するだけではなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められています。さらに、ICT機器の活用が進めば、さらに必要な教材・教具も出てくる可能性があるとともに、古い教材・教具の中には、子どもたちの衛生面、安全面の両面から好ましくないものもあるため、今後も教育環境の整備をさらに見直し、十分な整備を図る必要があります。

防災対策、防災教育の推進

- 東日本大震災といった巨大地震による災害や、大型台風の接近に伴う風水害などの自然災害が発生しています。神奈川県西部地震発生の可能性も指摘されていますが、災害はいつ発生するか予測できません。児童生徒に対し、防災に関する正しい知識や、災害時の行動の仕方を身に付けさせる「防災教育」の必要性が高まっています。
- 各校ごとに工夫を凝らし、より実際の状況を想定した避難訓練を実施するとともに、合同引き取り訓練も毎年行うようになっています。しかしながら、東日本大震災から10年が経過し、残念ながら防災に対する意識が低下していることは否めないかも知れません。天災は忘れた頃にやってくることを肝に銘じ、寒川町においてもソフトとハードの両面で日ごろからの備えが大変重要です。
- 防災教育については、学校種別等のつながりを発達段階に応じて整理することが必要ですが、体系化されていないことが課題となっています。例えば、小学生に対しては家族や地域と共に災害に立ち向かう態度や防災に関する基礎知識を学習させる、中学生に対しては地域防災を担う必要性を学習させ、その後社会の中での役割や、将来の課題を自分の力で解決する方策を学んでいく、といった視点が必要です。
- 自然災害は予期し得ないことから、防災は生涯にわたって学ぶべきことであり、そのためには、児童生徒が自ら問い合わせて課題を見出し、調べ、結果をまとめ、発表する能動的学習が必要であり、今後そのような取組を進めることが重要となっています。

学校施設の改善

- 中学校の完全給食が実施できておりおらず、かつ、小学校の給食施設は経年劣化に伴う老朽化が進んでいます。限られた財源の中で、給食センターを整備し、中学校の完全給食化と将来にわたり安心安全な給食を提供する必要があります。
- 学校施設については、経年劣化による老朽化が進んでおり、厳しい財政状況により良好な維持管理を行うことが困難な状況です。計画的な改修や緊急性の高い修繕から随時行っていく必要があります。

外国語教育の推進

- 目的・場面・状況の設定（日常生活との関連）のある授業を展開し、外国語の学習効果を高め、実際に使える英語力を身につけさせる必要があります。
- 子どもたちが多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜けるよう、日常的に異文化や異文化をもつ人に触れる機会や自国の文化やアイデンティティーを認識する機会を通して、多様性や異文化理解に基づく積極的な態度の育成が必要です。
- 外国語教育の早期化・教科化によって、小学校外国語の授業時数が増加しているなか、英語指導助手の役割の重要性はさらに増しています。
- 小学校における外国語教育の教科化によって、外国語指導の専門性が求められ、さらなる指導体制の充実が必要です。

GIGAスクール構想及び情報教育の推進

- 未来を切り拓いていく子どもたちには、情報を主体的に捉え、新たな価値の創造に挑んでいくことがありますます重要となっている反面、情報を手段として活用し、問題を見出し・解決したり、自分の考えをまとめたりできるようになるために必要な情報活用能力には課題があります。
- 時代の変容に伴い、SNSでのやりとりを通して、児童生徒に危険やトラブルが発生する状況が広がっています。情報ツールのメリット、デメリットの双方を児童生徒、保護者が共に把握し、正しく適切な使用方法を身につけられるよう、情報モラル教育の充実に努める必要があります。
- 身近なものにICT機器が利活用され、情報技術による情報共有が当たり前の社会において、文字入力やデータ保存などの技能やプログラミング的思考を習得していくことが求められています。
- 文部科学省の調査及び町内教職員の実態から、教職員のICT機器の活用に関わる指導力は年々

向上していますが、自信のない教職員が一定数存在しています。今後、ICT 機器の効果的な利活用に関する研究や研修が必要です。

《社会教育》

社会の持続的発展のための学びの推進

- 人口減少や高齢化など多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応するために、町民自らが生涯にわたる学びを通じての行動変容が必要となっています。また、地域の人々の間の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという状況も生じています。今後の社会教育には、町民の生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組が期待されています。
- 公民館、図書館等の社会教育施設には、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点等としての役割や、町民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、学習活動を支援する機能を一層強化することが求められています。
- 公民館は町民が集い、学習活動・文化活動を行う重要な拠点です。公民館の利用者の高齢化や固定化が進み、利用者が減少傾向にあることから、多様化する町民ニーズに応え、公民館活動の充実を図る必要があります。
- 総合図書館は町民の学びを支える地域の情報拠点であり、資料の充実と利用環境の整備が必要です。学習活動や情報発信の機能を高め、地域、学校、企業など多様な主体との連携や、町民が身につけた知識や経験を生かせるようボランティア活動の充実など、地域に開かれた魅力ある図書館となることが重要です。

多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

- 子どもの教育の第一義的責任は保護者が有するものであり、子どもが安心できる生活環境づくりが大切です。一方、近年の核家族化や都市化により親族や地域からの子育てへの支援が希薄になっており、出産や子育てについて、日常生活の中で学ぶことや、相談できる機会が得にくい状況があります。子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域全体で家庭教育を支える仕組みが求められており、学校、家庭、地域、行政など多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあいながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。
- 子どもの読書活動については、幼児期からの読書習慣の定着が課題であり、読書環境の整備と読書機会の充実を図る必要があります。ブックスタートや、公民館や学校での読み聞かせ活動と連携しながら、図書館が中心となり読み聞かせボランティアの育成を促進する取組が必要です。

地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

- 町内には貴重な文化財が多数あります。文化財は郷土の歴史や誇りであり将来へ継承すべきものであることから、文化財の認知度を高める取組が必要です。地域の伝統や文化財への理解を深めてもらい、郷土への親近感を醸成してもらう機会や、それを機に住民が交流する場を持つことで、文化財保護活動の目的を浸透させ、意識向上を図ることが重要です。

社会教育施設の維持管理

- 社会教育施設については、経年劣化による老朽化が進んでおり、厳しい財政状況ながらも適切に維持管理を行うことが必要です。そのため、計画的な改修や緊急性の高い修繕から隨時行っていく必要があります。
- 寒川町公共施設再編計画に基づき、老朽化している南北公民館の機能移転に向けた検討を進め必要があります。

□■□■□■□■ 前期実施計画（今後の4年間）の重点施策 □■□■□■□■

《学校教育》

【基本方針4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成】

【基本方針5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成】

事業名	① 小・中学校グローバル教育推進事業					
事業目標	児童生徒がグローバル社会を生き抜けるよう、外国語によるコミュニケーション能力及び情報活用能力等の資質・能力が向上している。					
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語教育の早期化・教科化への対応及び授業内外で英語に触れる機会の創出に向けて、外国人指導者(FLT)を各校に1名ずつ常駐配置することにより指導体制の充実を図る。 ・外国人指導者を講師として、小学生及び成人を対象とした英語講座(さむかわイングリッシュ・キャンプ)を行い、少人数グループでゲームなどの活動や、多くの英語でのやり取りを通して、ニーズに応じて興味を持って英語に触れ、使用する機会のさらなる充実を図る。 ・各校の外国語教育推進リーダー、小学校英語専科教員、外国人指導者及び指導主事から構成される外国語教育推進リーダー研究会を組織し、定期的に外国語教育に関わる情報共有、授業研究、研修を行い、小学校から中学校への円滑な接続及び指導力向上を図る。 ・ICT機器の効果的に活用する授業研究・研究成果の普及に向けて、各小・中学校のICT教育担当教員からなる研究組織体制を整えるとともに、ICT機器の効果的な活用に関わる授業研究を実施する。 ・学習指導要領の求める資質・能力を育成するためにどのような場面で、どのように利活用することが効果的かについて実践的に理解できるようICT機器の活用に関する教職員研修を実施する。 ・ICT機器を活用した授業への助言、ICT機器を活用した授業の機器操作補助、ウイルス起因時の一次対応、ICT機器を授業で使用する際のハードウェア・ソフトウェアの操作指導、ICT機器の点検、不具合発生時のメーカーとの折衝などを行い、教育現場で円滑にICT機器が利活用できるよう、ICT支援員を配置する。 					
目標指標(単位)	児童生徒が英語指導者との授業等に満足している割合(%)	基準年 90 (R元)	R3 91	R4 92	R5 93	R6 94

【各基本方針に関わるもの】

事業名	② 教職員の資質向上事業					
事業目標	児童生徒の「生きる力」を育むことができる教職員の資質が向上している。					
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・若手教員の育成及び学校経営を先進的にけん引・支援できる専門指導員を各校に配置する。 ・研修会等の実施及び指導力向上に向けた教育研究活動に対する支援を行う。 					
目標指標(単位)	教職員研修会、教育講演会への対象教職員による参加の割合(%)	基準年 70 (R元)	R3 72	R4 74	R5 76	R6 78

【基本方針3 心身共に健やかな児童生徒の育成】

事業名	③ 学校給食センター整備事業				
事業目標	児童生徒の食の意識が改善し、心身共に健全に成長している。				
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターを整備し、小・中学校への完全給食を行う。 ・整備後は、学校給食センターを活用し、給食を通じた食の意識改善を強化する。 				
目標指標 (単位)	学校給食センター整備	基準年	R3	R4	R5
		—	—	—	● ●
	中学生の朝食の喫食率 (%)	基準年	R3	R4	R5
		73 (R元)	73	73	73
					R6
					78

《社会教育》

【基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進】

【基本方針7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援】

事業名	④ 公民館運営事業				
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・講座等に参加することで、地域活動への関心を持つ町民が増えている。 ・地域の学習活動に参加することにより、子どもの成長に関する知識や体験が増えて いる。 				
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館を利用したことがない人を対象に、ニーズをとらえた講座を開催する。 ・家庭教育支援に関する学習機会を提供する。 				
目標指標 (単位)	公民館講座等の参加者数 (人)	基準年	R3	R4	R5
		15,239 (R元)	15,750	16,000	16,250
	親子・子ども対象事業の参加者数 (人)	基準年	R3	R4	R5
		4,137 (R元)	4,200	4,300	4,400
					R6
					16,500
					4,500

事業名	⑤ 総合図書館運営事業				
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館が学びを支える情報拠点となり、地域での学習活動が充実し、町民の幸せと 誇りを創出している。 ・幼児期からの読書習慣が定着することで、心豊かな成長や自己実現を促している。 				
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある図書館となるために資料の充実を図る。 ・幼少期から読書習慣を身につけられるよう、図書館に来る機会づくりを充実する。 				
目標指標 (単位)	図書館利用登録者数 (人)	基準年	R3	R4	R5
		21,647 (R元)	22,000	22,400	22,800
	子ども対象の利用促進事業の参加 者数 (人)	基準年	R3	R4	R5
		2,107 (R元)	2,150	2,200	2,250
					R6
					2,300

【基本方針8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施】

事業名	⑥ 文化財保護事業					
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が寒川町の文化財は貴重であると認識している。 ・寒川の文化財が後世へ継承されている。 					
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・講座や展示等を充実させ、町民が寒川町の文化財を知る機会を創出する。 ・各種文化財の調査・研究を行う。 ・伝統文化継承や指定文化財の保護・管理のため補助金交付等の支援を行う。 					
目標指標 (単位)	文化財保護普及及び啓発事業の参加者数(人)	基準年	R3	R4	R5	R6
		192 (R元)	200	205	210	215

□■□■□■□■ ■ 前期実施計画（今後の4年間）の主な施策 □■□■□■□■

《学校教育》

【基本方針1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成】

⑦ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と基礎学力の定着

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- 単元や題材など内容や時間のまとめを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かせるよう、指導と評価の一体化を図ります。
- 小学校において、学力補助教材を導入し、必要な資質・能力の育成を図ります。

⑧ 個に応じたきめ細やかな指導の充実

- 少人数学習等を推進し、学習形態や指導方法を工夫・改善し、学力向上を図ります。
- 順次、小学校で35人以下学級を編成することで、一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導を展開します。

⑨ 小学校高学年における教科担任制の推進

- 次の点から、1中学校区の小・中学校において、先行的に小学校高学年「教科担任制」を導入し、その効果と課題を検証するとともに、各校での実現に向けた取組を進めます。
 - ・複数の教員による多角的な視点から、児童の多面的な理解につながり、児童の心の安定が図られるとともに、複数の教員で児童が抱える問題に対応することにつながり、ひいては不登校やいじめの未然防止につながると考えます。
 - ・いわゆる「中1ギャップ」といった課題に対して、小・中学校における指導の円滑な接続につながると考えます。
 - ・小学校教員が教科担任として、同じ授業を複数回行うことで、教科指導における専門性の向上や、授業の質の向上につながると考えます。
 - ・教員の働き方改革の視点において、1人の教員が受け持つ教科の数が減ることで、教材研究や授業準備の効率化により、教員の負担軽減も図られると考えます。

⑩ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用

- 全国学力・学習状況調査の実施や課題の把握・分析・結果の活用を通して、教育施策・指導の改善・充実を図ります。
- 全国学力・学習状況調査等で明らかになった課題となる学習内容を中心とした基礎力定着度確認問題を小学校1年から中学校3年までの各学年別に作成し、基礎力の定着度を検証します。未達成の部分については、補充学習を丁寧に行います。

⑪ 読書活動の推進

- 総合図書館と学校図書館の連携を図り、読書活動をさらに推進し、豊かな情操と自ら学ぶ力を育みます。
- 朝の読書活動を積極的に実施するとともに、子どもの読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子どもの読書活動を推進します。

【基本方針2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成】

⑫ 体験活動の充実

- 様々な体験学習を通し、社会のルールを学び、生きることの喜びや命の大切さを実感させ、人を思いやる心を育み、共に生きようとする態度を育成します。

- 日常的に目標に向かって努力をし、達成できたときの感動を味わえる場を設けるとともに、将来的に夢や希望に向って前向きに生きていくこうとする態度を育みます。
- 主権者教育、消費者教育、情報教育、環境教育、国際教育など、時代の変化に対応した体験活動を充実に取り組みます。

⑬ 道徳教育の推進

- 「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育の充実に取り組みます。
- 答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え方、議論する道徳」への転換を図ります。
- 教職員の研修会・研究会の活性化と共に、関係諸機関との連携を図ります。

⑭ いじめ防止と人権教育の推進

- 一人ひとりを大切にできる学級風土、学校風土の創造に努め、いじめのない集団づくりを推進します。
- 子ども自身の主体的な活動を通じて自己決定の場を与え、子どもたちの良さを積極的に認めることにより自己存在感を高めるとともに、リーダーシップ及び互いに協力し合うフォローアップの育成を通じて、共感的人間関係の構築を図ります。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、各学校におけるいじめの解消に向け、積極的な認知と情報共有の徹底を促します。
- 各教科、各領域において、人権教育の充実を推進します。

⑮ 不登校児童生徒への支援の充実

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校児童生徒に対し、その実態に配慮して相談指導教室の設置及び通室指導など、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保を推進します。
- 各中学校にスクールカウンセラーを、町として、心理士、巡回相談員、訪問相談員、学生相談員を配置し、個別の相談に応じるとともに、スクールソーシャルワーカーを通じて関係機関等との連携を図るなど、不登校児童生徒に対する教育相談体制の充実を図ります。
- 各校において、教育相談コーディネーターを中心として実施するケース会議などを通じて、個々に応じた組織的な支援体制を推進します。

【基本方針3 心身共に健やかな児童生徒の育成】

⑯ 体力の向上

- 地域資源も活用しつつ、体育の授業や部活動の充実、休み時間の運動や遊びを促し、運動への関心を高め、健康の保持増進と自ら体力の向上を目指す児童生徒を育成します。
- 社会全体で子どもたちの生活リズムの向上を図るために、子どもが情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開します。

⑰ 学校給食・食育の充実

- 食に関する指導の全体計画に基づき、教科と関連させた学習や特別活動を通じて、子どもたちが食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう学校全体で食に関する指導の充実を図ります。
- 「生きた教材」として学校給食を活用し、日常的な指導に加え、栄養教諭を中心として食育を推進します。
- 学校や地域と連携しながら積極的に地場産物を取り入れて地産地消に取り組みます。

【各基本方針に関わるもの】

⑯ 地域との連携

- 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を全ての町立学校に順次導入できるよう、導入の促進及び運営の充実を図ります。
- 地域全体で子どもたちの成長を支えるという共通認識のもと、地域と学校の連携・協働を図りながら地域の教育力を生かし、授業や課外活動の一層の充実を図ります。

⑯ 支援教育の推進

- 各校に特別支援学級を設置するなど、特別な配慮を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図ります。
- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、特別な配慮を必要とする児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるよう努めます。
- 家庭環境・社会環境の変化を踏まえ、町の心理士等との連携、教育相談コーディネーターを中心としたケース会議の実施など、個々のニーズに応じた支援体制を整えます。

⑯ 教職員の指導力と学校力の向上

- 管理職のリーダーシップのもと、学校教育目標の達成を目指して全教職員一丸となった「チーム学校」集団を構築します。
- 各校において、教育目標を実現に向けて、PDCAサイクルを機能させ、教育課程を計画的かつ組織的に編成・実施・評価するカリキュラム・マネジメントを行い、教育の質を向上及び学校組織の活性化を図ります。
- 校内研究会の充実、教職員研修会の活性化等を通じて、高い実践力を兼ね備えた教員の育成を図ります。
- 各校における研修会・研究会の公開・交流を進め、教員の授業力向上を図ります。
- 若手教員の指導力向上に向けて、計画的・組織的な研修の充実を図ります。

⑯ 学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備

- 学習指導要領が求める確かな学力及び体力の育成を図るため、教具、教材等の教育環境の十分な整備を図ります。

⑯ 防災教育の推進

- 地震による災害や、大型台風の接近に伴う風水害などの自然災害は予期し得ないことから、東日本大震災の教訓を風化させず、大震災等への災害対策を進めるとともに、防災に関する知識の普及や意識啓発に努めます。
- 各校ごとに児童生徒の発達段階に応じて工夫を凝らし、より実際の状況を想定した避難訓練を実施するとともに、合同引き取り訓練も毎年行うなど、日ごろからの災害等の緊急時への備えに努めます。

⑯ 学校施設の維持・管理

- 学校施設の修繕、保守等による適切な管理を行い、安全で安心な学校環境の維持に努めます。

⑯ 安全教育の推進

- 子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、学校教育活動全体を通じて、安全に関する取組の充実、さらに地域社会や家庭との連携を図った学校安全の推進を図ります。
- 交通指導員等を配置し、PTA や地域の方々と連携をとりながら、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。
- 子どもの交通事故発生が自転車走行中や歩行中に多くなっていることから、自転車の指導資料

などを活用したり、交通安全教室を行ったりしながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする力の育成を図ります。

- 全小・中学校において、通学路の危険箇所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めるよう努めます。
- 地域において、子どもが巻き込まれる恐れがある犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な共有を図り、保護者への通知に努めるなど、子どもの安全を確保する対応を図ります。

《社会教育》

【基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進】

㉖ 社会教育関係団体の支援

- 地域のつながり形成を促進し、地域の持続的発展を支える社会教育関係団体活動の活性化のため、団体の支援をします。

㉗ 社会教育施設の維持管理

- 寒川町公共施設再編計画に基づき、社会教育施設の修繕、保守等による適切な管理を行い、安全で安心な社会教育環境の維持に努めます。

【基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進】

【基本方針7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援】

㉘ 公民館活動の充実

- 人口減少や高齢化など多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応するため、現代的課題や地域課題についての学習機会を設けます。（現代的・地域的課題に関する講座等の開催）
- 町民参加による課題解決や地域づくりの担い手育成のため、ボランティアや多様な主体と連携・協働した講座等を開催します。（ボランティア等と連携・協働する講座等の開催）
- 公民館利用者や公民館サークル数が減少傾向にあり、サークルの育成・支援を行います。（サークル入会体験フェスタ、サークル育成講座、公民館まつり）
- 知識や技術をもつ個人の学びを地域につなげるため、成果披露や交流ができるイベントを設けます。（だがしや楽校の開催）

㉙ 図書館活動の充実

- 地域の読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動や図書館サービスを支援するボランティアの育成を行います。（図書館ボランティアの育成）
- 学校と連携し、子どもの読書活動の重要性に関する普及啓発を通じ、子どもの読書活動を推進します。（団体貸出事業、学校図書室との連携）
- 地域の企業や団体など多様な主体と連携し、地域に根ざした図書館活動の充実を図ります。（雑誌スポンサー制度、多様な主体との連携・協働）
- 町民の図書館の利用促進を図るため、読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、講座等の実施。（図書館講座の開催）

【基本方針8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施】

㉚ 文化財学習センターの活用

- 町民の教育、学術及び地域文化の発展に寄与し、文化遺産を保護するため、文化財学習センターにおいて、埋蔵及び民俗文化財の保存、修復を行い、展示等の公開、普及啓発、資料の活用促進を図ります。

主な取組

【学校教育】

No.	取組名	取組目標	取組概要	施策No.
1	特別支援教育推進事業	児童生徒の特性等に合わせ、きめ細やかな教育活動の支援を行います。	特別の支援を必要とする児童生徒・保護者のニーズに対して、学習・生活を支援する支援員や補助員を配置するとともに、「ことばの教室」を運営します。	(19)
2	豊かな心・文化育成事業	芸術・文化・スポーツを通じて、子どもたちの豊かな心や生涯にわたって学ぶ力を育成します。	芸術鑑賞など、芸術体験の質的充実を図るとともに、部活動や進路指導に対して支援を行います。	(12) (13) (16) (21)
3	教育活動充実事業	小・中学校における教材及び教育環境の充実を図り、「知・徳・体」の調和を育みます。	各学校の組織的な教育力を高め、教育活動の充実を図ります。読書活動を推進し、豊かな情操の育成を図ります。	(9) (11) (21) (22) (24)
4	少人数教育推進事業	きめ細かい指導により、児童生徒の授業における理解を深め、学力向上を図ります。	小学校における35人学級の1年前倒しと少人数指導を通じて、個に応じたきめ細かな指導体制の充実を図ります。	(8)
5	教職員の資質向上事業	寒川町の児童生徒に知・徳・体の3つの側面の確かな力量を育んでいくために、児童生徒の現状と課題に即した研修を実施し、教職員の授業力向上を図ります。	若手教員の育成及び学校経営を先進的に牽引・支援できる専門指導員を各校に配置します。研修会等の実施及び指導力向上に向けた教育研究活動に対する支援を行います。	(2) (7) (10) (13) (18) (20)
6	小・中学校グローバル教育推進事業	児童生徒がグローバル社会を生き抜けるよう、外国語によるコミュニケーション能力及び情報活用能力等の資質・能力を育成します。	各校1名の外国人指導者を常駐配置し、授業内外での外国語使用の機会を創出します。ICT機器の効果的な利活用等を通じた指導を行います。	(1)
7	教育相談事業	児童生徒及び保護者の悩みの解消と心の安定を図るとともに、教職員のカウンセリングマインドの向上を図ります。	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、心理相談員、巡回相談員、訪問相談員、学生相談員による相談活動を行います。ネット上の問題状況を把握し、児童生徒指導を推進します。	(14) (15) (19)
8	学校給食センター整備事業	児童生徒の食の意識を改善し、心身共に健全な成長を図ります。	学校給食センターを整備し、小・中学校への完全給食を行います。整備後は、学校給食センターを活用し、給食を通じた食の意識改善を強化します。	(3) (17)
9	学校施設の維持管理	安全で安心な学校環境の維持を図ります。	学校施設の修繕、保守等による適切な維持管理を行います。	(23)

【社会教育】

No.	取組名	取組目標	取組概要	施策No.
10	社会教育関係団体活動支援事業	町民の生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を目指します。	社会教育関係団体活動の活性化のため、補助金を交付し、団体による実施事業の支援をします。	㉕
11	現代的・地域的課題に関する講座等の開催	急速な社会経済環境の変化に対応するための学びを支援します。	現代的課題や地域課題についての学習する講座を実施します。	㉗
12	ボランティア等と連携・協働する講座等の開催	地域コミュニティの強化を目指し、多様な町民ニーズに応える事業の充実を図ります。	生涯学習推進員、ボランティアなど多様な主体と連携・協働した講座等を開催します。	㉗
13	公民館サークルの育成・支援	公民館は町民が集い、学習活動・文化活動を活性化するため、サークルの育成・支援を推進します。	サークル入会体験フェスタ、サークル育成講座、公民館まつり等のサークル育成・支援を目的とした事業を行います。	㉗
14	だがしや楽校の開催	個人の学びの成果を地域につなげ、活発な地域づくりを目指します。	知識や技術をもつ個人の学びを地域につなげるため、成果披露や交流ができるイベントを設けます。	㉗
15	図書館ボランティアの育成	町民が身につけた知識や経験が生かせるようボランティア活動の充実を図ります。	地域の読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動や図書館サービスを支援するボランティアの育成を行います。	㉘
16	団体貸出事業、学校図書室との連携	子どもの読書活動を支援するため、学校と連携した取り組みを充実します。	学校と連携し、子どもの読書活動の重要性に関する普及啓発を通じ、子どもの読書活動を推進します。	㉘
17	地域の多様な主体との連携・協働	図書館が学習活動や情報発信の機能を高め、地域、学校、企業など多様な主体との連携を目指します。	地域の企業や団体など多様な主体と連携し、雑誌スポンサー制度等の地域に根ざした図書館活動の充実を図ります。	㉘
18	図書館講座の開催	図書館は町民の学びを支える施設として、町民の図書館利用促進のための取り組みを充実します。	町民の図書館の利用促進を図るために、読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、講座等の実施。	㉘
19	文化財学習センター事業	地域の伝統や文化財への理解を深めてもらい、郷土への親近感や文化財保護への意識向上を図ります。	埋蔵及び民俗文化財の整理保存、修復を行い、所蔵資料の活用、促進を図ります。	㉙
20	社会教育施設の維持管理	安全で安心な社会教育環境の維持を図ります。	社会教育施設の修繕、保守等による適切な維持管理を行います。	㉖

資料編

(1) 教育委員会の組織

ア 教育委員会の位置づけ

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を管理・執行するため、都道府県、市町村等に設置される合議制の執行機関です。この教育委員会制度は、教育委員の合議により、基本となる方針を決定し、それを教育長が事務局の事務を統括し、執行するという仕組みです。

寒川町教育委員会は、5人の委員から構成されています。教育長及び委員は、町長が町議会の同意を得て任命します。教育長の任期は3年、委員の任期は4年で、再任されることもできます。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局が置かれています。事務局は、教育長の統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。事務局の組織は、教育委員会規則により定められています。

イ 教育委員会の任務

教育委員会は、以下の任務をもっています。

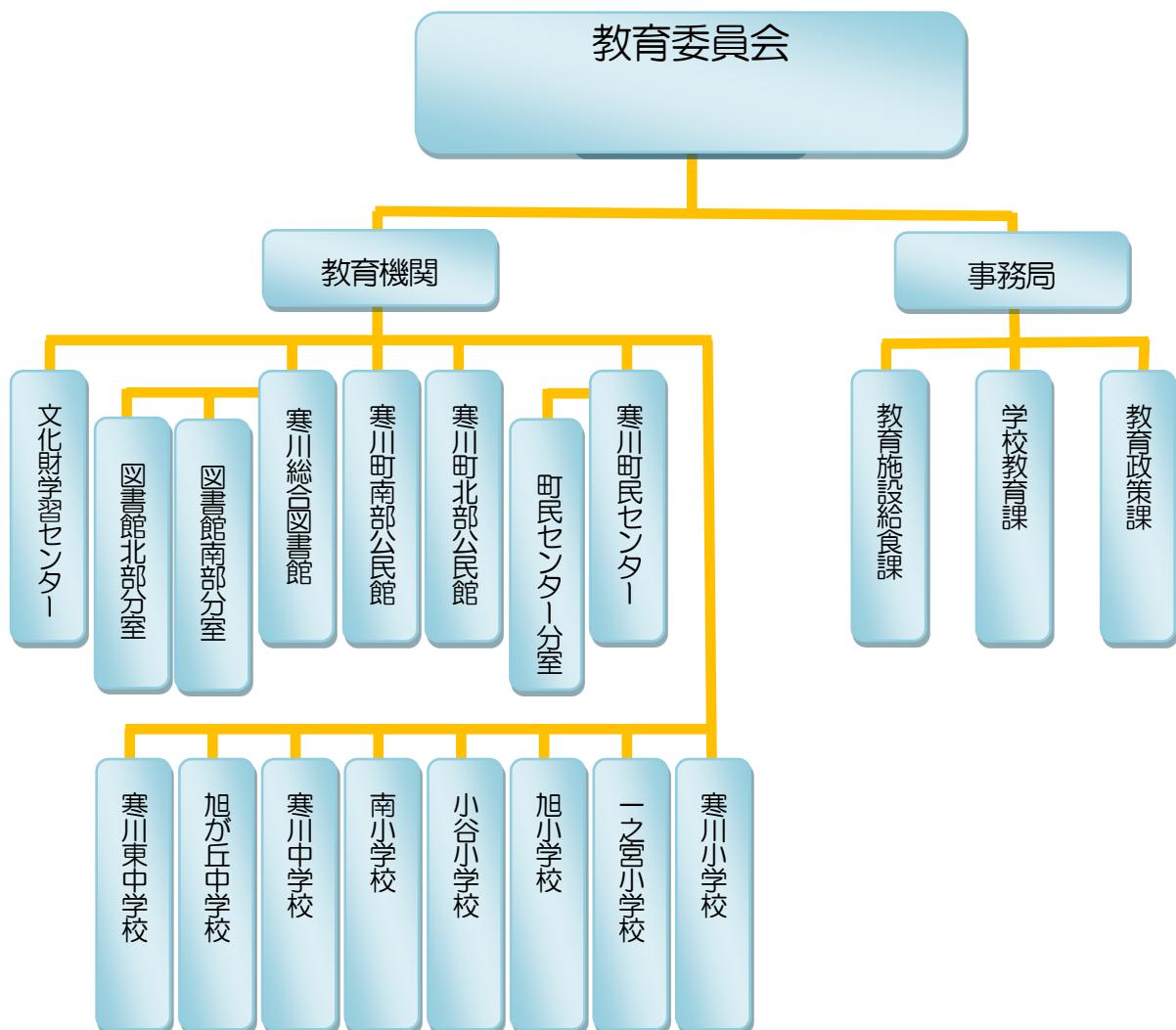
- 学校など教育機関の設置、管理及び廃止
- 教育財産の管理
- 教育委員会や学校など教育機関の職員の任免その他の人事
- 児童・生徒等の就学、入学、転学、退学
- 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導
- 教科書その他の教材の取扱い
- 校舎などの施設や教具などの設備の整備
- 教育関係職員の研修
- 教育関係職員、児童・生徒等の保健、安全、厚生、福利
- 学校など教育機関の環境衛生
- 学校給食
- 青少年教育、女性教育、公民館事業など社会教育
- 文化財保護
- 教育に関する法人に関すること
- 教育に関する調査、統計
- 教育相談、広報
- その他教育に関わること

ウ 教育委員会任務の特例

以下の事務については、条例の定めるところにより町長が管理・執行しています。

- スポーツに関すること（学校における体育に関する除去。）。
- 文化に関すること（文化財の保護に関する除去。）。

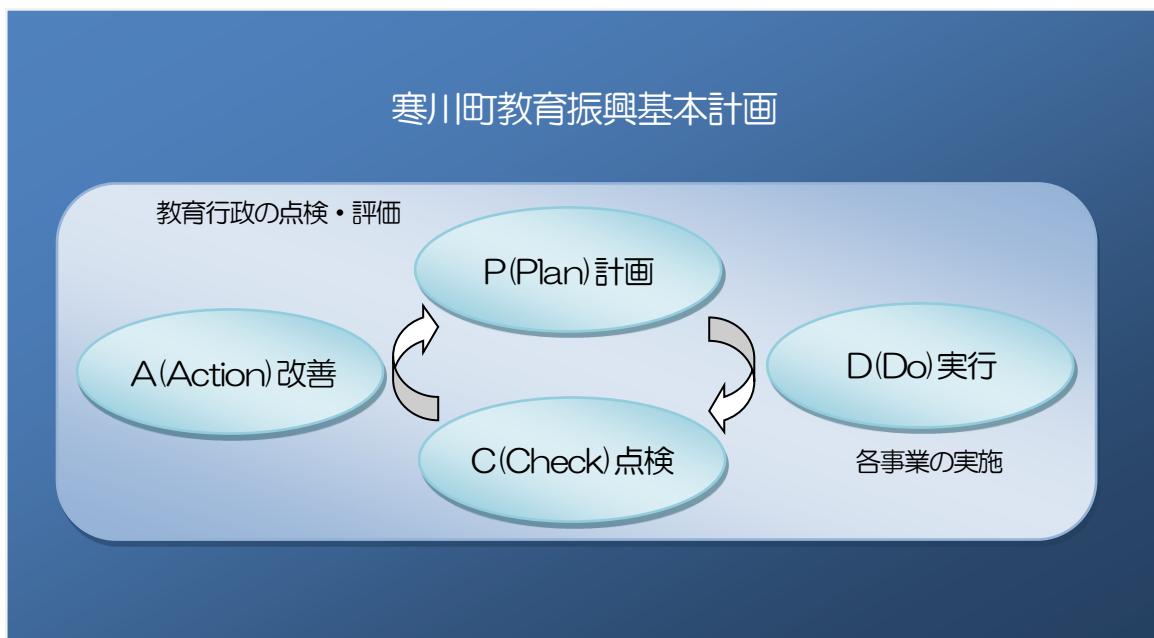
工 教育委員会の組織図



才 教育委員会の点検・評価

教育基本法の改正に伴い、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の体制の充実・強化を目指して、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月から施行されました。改正の目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとされました。

寒川町教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくために、点検・評価を実施し、その結果を毎年、報告書としてまとめています。点検・評価の対象事業は、その対象範囲として、学校教育、社会教育等に関することなど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務としました。教育委員会が行っている事業について、教育委員会が自ら点検・評価（自己評価）を行い、各々の取組状況とそれに対する課題や改善策などを明らかにするとともに、点検・評価の客観性を一層高めるため、教育に関し学識経験を有する方々（外部評価者）よりさまざまご意見をいただいている。



(2) 教育関連法令等

ア 教育基本法

平成18年法律第120号(平成18年12月22日公布・施行)

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正化期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

イ 国の教育振興基本計画の概要

第3期教育基本計画（概要）より抜粋

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身とともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取り組みが必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得運動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

(1) 社会状況の変化

人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等

(2) 教育をめぐる状況変化

- 子供や若者の学習・生活面の課題
- 地域や家庭の状況変化
- 教師の負担
- 高等教育の質保証等の課題

(3) 教育をめぐる国際的な政策の動向

OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
(社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のため基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
- ・客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方（第3期計画期間における教育投資の方向）

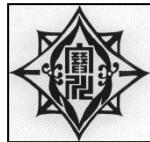
- ・人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
- ・OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、眞に必要な教育投資を確保
- ・その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・超スマート社会（Society 5.0）の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不斷に推進
- ・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

(3) 寒川町立小・中学校の概要

令和3年5月現在



寒川小学校

所在地 寒川町宮山934 番地 〒253-0106

電話 0467(75)0032 FAX (75)2589

開校 昭和22年4月1日

開校記念日 10月21日



学級数 20学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「生きる力と 自信と夢があふれる 楽しい学校」

学校研究テーマ 「やりたい！知りたい！伝えたい！」の気持ちがあふれる子どもの育成」
～はてな・なるほど・だったらのサイクルができる子ども～



一之宮小学校

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号 〒253-0111

電話 0467(75)0058 FAX (75)0093

開校 昭和36年4月1日

開校記念日 5月18日



学級数 14学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「夢を持ち、心豊かにたくましく、自ら学ぶ子どもの育成」
～やさしく かしこく たくましく～

学校研究テーマ 「主体的に学習に取り組む子どもの育成」
～パフォーマンス課題を取り入れた授業実践の研究～



旭小学校

所在地 寒川町倉見 1675 番地3 〒253-0101

電話 0467(75)0359 FAX (75)2586

開校 昭和36年4月1日

開校記念日 6月26日



学級数 24学級（うち特別支援学級3）

学校教育目標 「かしこく やさしく たくましく」

～心豊かにたくましく、自ら深く学ぶ子どもの育成～

学校研究テーマ 「自ら課題を見つける旭の子」 ～問い合わせを立てる活動を通して～



小谷小学校

所在地 寒川町小谷四丁目5番1号 〒253-0103

電話 0467(75)3671 FAX (75)3215

開校 昭和55年4月1日

開校記念日 6月10日



学級数 19学級（うち特別支援学級3） 通級指導教室

学校教育目標 「知を育て 心を育み たくましく生きる子を育てる」

学校研究テーマ 「自ら課題解決に取り組む子どもを目指して」

～問い合わせが生まれる授業づくり～



南小学校

所在地 寒川町一之宮九丁目9番1号 〒253-0111

電話 0467(74)7444 FAX (74)7496

開校 平成6年4月1日

開校記念日 6月26日



学級数 20学級（うち特別支援学級2）

- 学校教育目標
- 仲間と共に意欲的に学ぶ子を育てる。（知）
 - 思いやりを持ち、お互いを認め合う子を育てる。（徳）
 - 仲間と共に活発に遊ぶ子を育てる。（体）

学校研究テーマ 人とのつながりを大切にし、互いに認め合える子
学び合う楽しさを知り、自分の思いを伝えられる子
～安心して学べる学校を目指して～



寒川中学校

所在地 寒川町一之宮三丁目9番1号 〒253-0111

電話 0467(75)0051 FAX (75)2583

開校 昭和22年5月1日

開校記念日 10月11日



学級数 11学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「自分大好き、友達大好き、学校大好き、生きるって素晴らしい！」

学校研究テーマ 「みんなで学び合い・高め合える学校づくり」
～みんな にこにこ 一生懸命
個々のニーズに応じたユニバーサルデザインを目指して～



旭が丘中学校

所在地 寒川町小動 933 番地 〒253-0102

電話 0467(75)5553 FAX (75)3329

開校 昭和47年4月1日

開校記念日 4月12日



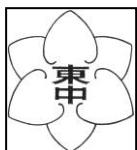
学級数 19学級（うち特別支援学級4）

学校教育目標

- ・学びへの意欲を育み、生きる力をつける。
- ・自らの成長と仲間の成長を統一的に図ることのできる生徒を育てる。
- ・生徒の多様な実状に対応した支援に取り組み、人間的な発達を図る。

学校研究テーマ

深い学びが展開される授業づくり
～発問による生徒の見方・考え方・視点のチェンジ～



寒川東中学校

所在地 寒川町岡田 718 番地 〒253-0105

電話 0467(74)0332 FAX (74)0976

開校 平成元年4月1日

開校記念日 6月27日



学級数 13学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標

「ゆたかな心とたしかな力をめざして」

- ・心身ともに健康で、思いやりのある人（体・徳）
- ・知性をみがき、情操豊かな人（知・美）
- ・真理を求め、正しく判断し実行する人（真・善）

を育てる。

学校研究テーマ

「資質・能力を育む授業づくり」
～タブレットの効果的な活用～

(4)社会教育施設の概要

令和3年5月現在

◇町民センター



所在地 寒川町宮山165番地 〒253-0106
 電 話 0467(74)2333 FAX (75)2239
 敷地面積 2,071.65 m²
 延床面積 3,602.73 m²
 開 館 昭和54年11月1日

	室 名	面積 (m ²)	定員 (人)
1 階	会議室	58.00	20
	展示室兼学習室1	129.00	140
	展示室兼学習室2	90.00	64
	視聴覚室	127.00	84
	和室	64.00	30
	談話室	40.00	12
2階	ホー ル	869.00	851
3 階	講義室1	41.00	16
	講義室2	58.00	16
	小 学 習 室	48.00	20

※講義室1、2は中仕切を除けば1室として使用できます。
 ホールとしても使用できます。
 その他 展示コーナー、食堂、ロビー

◇町民センター一分室



所在地 寒川町宮山934番地 〒253-0106
 (寒川小学校北棟内)
 電話・FAX 0467(75)0021
 管理面積 485.50 m²
 使用開始 平成22年4月1日

	室 名	面積 (m ²)	定員 (人)
1 階	学習室A	63.00	30
	学習室B	63.00	30

◇北部公民館（北部文化福祉会館）



所在地 寒川町宮山2820番地1 〒253-0106
 電 話 0467(74)1515 FAX (74)7405
 敷地面積 1,298.00 m²
 延床面積 1,188.10 m²
 開 館 昭和57年4月1日

室 名		面積 (m ²)	定員 (人)
1 階	敬老室	25.00	10
	機能回復室	99.00	30
	展示ロビー	77.00	-
	集会室	203.00	100
	談話室	39.00	15
2 階	実習室	55.00	15
	会議室	78.00	30
	和室	78.00	25
	プレイルーム	39.00	10
	総合図書館北部分室	78.00	10

◇南部公民館（南部文化福祉会館）



所在地 寒川町一之宮八丁目5番20号 〒253-0111
 電 話 0467(75)0281 FAX (75)1777
 敷地面積 2,163.63 m²
 延床面積 1,497.64 m²
 開 館 昭和58年4月1日

室 名		面積 (m ²)	定員 (人)
A 棟 1 階	総合図書館南部分室	151.00	-
	展示コーナー	84.00	-
	敬老室	39.00	15
	機能回復室	52.00	10
	ふれあいルーム	40.56	10
A 棟 2 階	会議室	105.00	40
	和室	106.00	30
	実習室	68.00	20
	プレイルーム	43.00	15
	視聴覚室	68.00	25
B 棟 1 階	集会室	211.00	100

◇寒川総合図書館



所在地 寒川町宮山135番地1 〒253-0106
電話 0467(75)3615 FAX (75)3669
開館 平成18年11月3日

<施設の概要>

施設内容	図書館及び文書館複合施設
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造 地上4階地下1階建
敷地面積	2,752.74 m ²
建築面積	1,461.24 m ²
延床面積	4,707.14 m ²
各床面積	1階(図書館) 1,329.46 m ² 2階(図書館) 1,238.95 m ² 3階(図書館) 862.64 m ² 4階(文書館) 844.36 m ² 地下機械室 431.73 m ²

<開館時間・休館日>

開館時間	火曜日～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
休館日	月曜日 (休日に当たるときは、開館) 年末年始 特別整理日(年7日以内)

<図書館資料>

(H28.3.31 現在)

図書	一般書 137,570 冊 児童書 39,728 冊 計 177,298 冊
視聴覚資料	CD 7,004 点 DVD 1,902 点 計 8,906 点
地域資料	52 点
新聞	7 紙
雑誌	110 誌

※雑誌は、平成27年度の最大タイトル数です。

<館内の概要>

1階	●一般図書、新聞・雑誌、児童書 ●閲覧席 開架フロア44席 児童フロア52席 ●親子読書コーナー、おはなしの へや、企画展示室、録音室、 対面朗読室、子どもインターネ ットコーナーなど
2階	●一般図書、参考図書、視聴覚資 料 ●閲覧席47席 ●視聴覚コーナー14席、インターネ ットコーナー18席、参考 閲覧室8席、レファレンスル ーム2席など
3階	●学習室50席、会議室20席、 ふれあいコーナー12席、ルー フガーデン、事務室など



館内の様子

◇文化財学習センター



埋蔵文化財展示コーナー

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号 〒253-0111

(一之宮小学校北棟内)

電話・FAX 0467(75)1930

＜閲覧日・閲覧時間＞

閲 覧 日 予約制（祝日・年末年始を除く）

閲覧時間 午前9時～午後4時

町立一之宮小学校内にある「文化財学習センター」では、土器、民具、歴史資料等の文化財を通して寒川の歴史が学べます。

＜センター内の概要＞

埋蔵文化財展示コーナー、レプリカ展示室、民俗文化展示室、学習室、事務室兼整理室、資料室



民俗文化展示室

第2次寒川町教育振興基本計画

令和3年9月発行

編集・発行 寒川町教育委員会

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話(0467)74-1111(代表)